

【概要版】鎌倉市屋外広告物条例骨子（案） 意見募集結果

	意見	回答
I 地域の活力・価値創造につながるエリアマネジメント広告の検討		
1	これからの広告の在り方には、地域に還元されるお金の流れも必要になると同時に、デザイン・色・サイズ等のルールが必須である。骨子案には、そのルールが組み込まれており、期待と共に取り組む意欲を向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント広告の運用は、地域の活力と景観を両立させるデザイン等の基準設定が重要と考えている。 ・広告の掲載内容や意匠の基準等については、運用の方向性を条例で示すほか、ガイドラインを作成する。 ・商店会等はガイドラインに沿った自主審査基準を作成し、自主審査委員会による審査を経て市に申請を行うことで、広告の質を担保しようと考えている。
2	景観整備のための財源確保に係るエリアマネジメント広告の基準等の設定は重要である。	
3	エリアマネジメント広告は、企業が広告を掲出しやすいレギュレーションにしておく必要がある。	
4	画像等の活用を許容し、全体的なレイアウトや色合いなどで質をコントロールした方が良い。	
II 今後課題となる個別テーマに対する独自基準の検討		
5	<p>広告は、ある程度目立つ必要がある。事業体の時期によって広告の趣旨は変化するものである。市の意向では広告物が目立たないものになることを危惧している。以下のとおり市に要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守した場合の特典 ・鎌倉市公認マークなどの導入 ・事業開始直後の緩和策 ・看板作成前にデザイナー等への鎌倉市のイメージ伝達 ・初回看板作成後に代替案の提案や作成前でのデザイナーの紹介 ・照明活用方法の提案、事例紹介 ・Googleマップの経路案内とリンクさせた行き先案内、避難経路表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物には表示内容（情報）を受け手に伝え、まちに活気を与える役割があるが、経済活動の論理等によって無秩序に掲出すると、都市の景観や自然の風致を損うこととなるため、周囲の景観と調和した適正な広告物の表示を誘導するためのルールが必要と考えている。 ・広告物を表示又は設置する際には、事前審査により設置者の意向を考慮しつつ、各地域の景観と調和した意匠となるよう協議している。市条例制定後も、事前審査による協議は継続する予定である。
6	景観に配慮すべき区域であっても、小規模な自己用外の誘導広告は認めてほしい。	
7	電飾については、点滅する・しないにかかわらず規制すべき。	
III 地域・スポット課題に対する独自基準の検討		
8	県条例の5つの許可地域区分と許可基準を踏襲してほしい。	許可基準は、県条例をベースに許可地域を設定し、各地域に即した許可基準を設定する。
IV 景観等に配慮した優良広告物誘導施策の検討		
9	優秀看板表彰制度を再開してほしい。	条例制定と並行して、鎌倉らしい屋外広告物のデザインの蓄積、共有に資する表彰制度を検討する。

【概要版】鎌倉市屋外広告物条例骨子（案） 意見募集結果

	意見	回答
V 安全性担保の強化及び既存不適格広告物の適合化促進の検討		
10	広告物の点検を行う者について、講習会の受講だけで資格を取得した者を除外してほしい。	国の「屋外広告物条例ガイドライン」を参考に検討する。
11	県条例で許可を受けている看板が新条例で不適合となる場合、安全に掲出物件を使用できる期間（耐用年数20年）を考慮した経過措置期間の設定を希望する。	経過措置期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等を参考に設定していく。
12	無許可の広告物に対する是正指導を強化してほしい。	違反広告物への対応については、是正指導を強化するとともに、広告物の設置者等が是正命令に従わなかった際の罰則及び公表の規定を条文に明記し、強化していく。
VI 禁止地域・禁止物件への表示及び路上障害物（屋外広告物等）の取り締まり強化の検討		
13	常習的な違反広告物の設置者に対しては、段階的（指導・勧告・指示・命令等）に罰則で対処するしかない。店名の公表のほか、経済的な負担（過料）を強いることを検討すべき。	路上障害物（屋外広告物等）への対応については、路上管理者とともに是正指導を強化し、広告物の設置者等が是正命令に従わなかった際の罰則及び公表の規定を条文に明記し、強化する。
14	簡易除却の対象に公共物（電柱等）への「貼り札」を追加してはどうか。現行法では、貼り紙は簡易除却できるが貼り札は不可と理解している。	屋外広告物法第7条第4項の規定により、簡易除却可能な貼り紙、貼り札等は、貼り紙を除く「管理されずに放置されていることが明らかであるもの」に限られる。市条例でも同様に対応する。
VII 広告付き公共サイン（案内図・掲示板・施設等）の活用検討		
15	広告付き公共サインの整備後も、維持管理補修費を捻出するために広告を活用することは有効な手段である。	先進市の実例を基に研究する。
VIII その他		
16	広告物は、経営者、利用者等人々が社会的な営みをする上で必要なものである。審美的、デザイン的にも街に賑わいを付与する要素で、どんなものであれ、広告物の規制はあまり賛成できない。	屋外広告物法第1条において、「良好な景観形成、風致維持、公衆への危害防止のため、広告物等の表示、設置等について、必要な規制の基準を定めること。」と規定しており、同法の主旨に基づき取り組んでいく。
17	市内で散見する政治活動用ポスターは、1つ1つは大きくないが、多く貼られていることで景観を悪くしている。市条例により、全国に先駆けて政治活動用ポスターを禁止できると素晴らしい。	屋外広告物法第29条（適用上の注意）において、「国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、政治活動用ポスターについては、市条例による規制対象から除外することが適当と考える。